

令和4年度 入札制度に関する変更点について

(物品の買入れ・委託業務等)

1. 委託業務の入札方法については、一般競争入札を原則とします。

※従来は、指名競争入札としていた案件についても、一般競争入札を原則とします。

※指名通知は送付されませんので、随時、入札情報サービス (<https://www.buppin.e-aichi.jp>) により入札公告の有無を確認してください。

2. 委託業務の入札方法について、電子入札を原則とします。

※従来は、一部のみ電子入札としていましたが、令和4年度からは全ての入札（予定価格 50 万円超）において電子入札を行います。

（入札参加には IC カードが必要です。（すでに取得済みの方は新たな対応は必要ありません。））

※予定価格 50 万円以下の見積合わせにおいて、紙の見積合わせを行っている点は変更ありません。

※物品購入やリースについては、すでに一般競争入札・電子入札となっているため、変更ありません。

問合わせ先 豊橋市役所 契約検査課
電話 0532-51-2150